

## 美し国みえ森林J－クレジット入札販売実施要領

### (趣旨)

第1条 本要領は、三重県が保有する森林由来J－クレジット（以下「美し国みえ森林J－クレジット」という。）を、カーボン・オフセット等に取り組む事業者等に販売することに関する必要な事項を定める。

### (入札参加希望者の募集)

第2条 美し国みえ森林J－クレジットの入札参加希望者（以下「入札参加希望者」という。）の募集は、原則として県ホームページにより行うものとする。

### (質問の受付及び回答)

第3条 入札に関する質問はFAX又は電子メールで提出することとし、送信後は受理されたことを電話等により確認することとする。

2 受け付けた質問及びその回答については、原則として県ホームページ内に掲載することとする。

### (入札参加の申込み及び必要な資格)

第4条 入札参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）及び申請書記載の添付書類に必要な事項を記載の上、持参、郵送、および電子メールのいずれかの方法により、県に提出するものとする。

なお、持参の場合の受付は、三重県の開庁時間内に限ることとし、郵送の場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付することとし、電子メールの場合は受理されたことを電話等により確認することとする。

2 前項の規定は、次のいずれにも該当する者とする。

（1）当該要領に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3 県は、第一項の規定により申請書等が提出された場合は、その者の入札参加資格の有無を審査し、当該資格の有無について、当該入札参加希望者に対し、その旨を通知する。

4 申請書及び添付書類の提出がない者及び前2項の規定による当該資格の無い旨の通知を受けた者のした入札は、無効とする。

### (入札方法及び入札保証金、入札の無効)

第5条 入札の実施方法は、次のとおりとする。

（1）入札参加者は、入札参加資格を有する旨の通知を受けた後、入札書（様

式第4号)及び添付書類に必要な事項を記載の上、持参、郵送、および電子メールのいずれかの方法により、県に提出するものとする。

なお、持参の場合の受付は、三重県の開庁時間内に限ることとし、郵送の場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付することとし、電子メールの場合は受理されたことを電話等により確認することとする。

(2) 開札日時は県ホームページに掲載することとする。なお、入札書提出者のうち、開札への立ち会いを希望する場合は入札時に申し出るものとする。

(3) 入札方法及び入札保証金の取扱いは下記のとおりとする。

① 入札価格は指示のない限り消費税及び地方消費税を除いた額（免税事業者にあっては、契約希望額に110分の100を掛けた額）とする。

② 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

③ 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、三重県会計規則（以下、「規則」という。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

④ 入札等にかかる経費は入札者の負担とする。

⑤ 県が入札において入札保証金を納付させた場合において、落札候補者が契約を締結しないときは、その者の入札保証金は県に帰属する。

⑥ 納付者が落札者でない場合は、入札保証金は納付者に返還するものとする。

⑦ 納付者が落札者である場合は、入札保証金は契約保証金に充当するものとする。

(4) 次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

① 第4条第2項に該当する者が入札したとき。

② 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。  
(例：同じ事業者の本店、支店（営業所等）が同一案件に入札を行った場合)

③ 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

④ 入札に際して談合等の不正行為があったとき。

⑤ 入札書の記載事項が確認できないとき。

(落札候補者の決定及び必要な資格)

第6条 落札候補者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

(2) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

(3) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

- 2 開札の結果、以下の各号により落札候補者及び落札候補者ごとの購入量及び購入単価を決定する。
- (1) 最低販売単価以上の購入単価を提示した者のうち、高額な購入単価を提示した者から順に販売する。
  - (2) 購入希望数量が販売予定数量を超える場合は、販売予定数量の範囲内で販売する。
  - (3) 提示された購入単価が同額の場合、購入希望数量を多く提示した者を上位とする。
  - (4) 提示された購入単価及び購入希望数量が同じ場合、均等割りにより販売量を決定する。
- 3 県は、前項の規定により落札候補者を決定した場合は、入札者又はその代理人に入札結果を通知する。
- 4 県は、入札結果について県のホームページにおいて公表するものとする。

(契約方法及び契約保証金)

- 第7条 県は、前条の規定により落札候補者を決定した場合は、落札決定のうえ契約書を作成し、落札者と売買契約を締結する。
- 2 契約金額が百万円未満であるときは、前項の規定にかかわらず原則として契約書の作成を省略するものとする。
  - 3 契約保証金の取扱いは下記のとおりとする。
- (1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定を受けている者（更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、契約金額の100分の30以上とする。
  - (2) 規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項の第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
  - (3) 契約保証金免除要件の確認のため、過去3年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合がある。
  - (4) 県が契約において契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときの契約保証金の扱いについては、契約書で定めるところによる。
  - (5) 納付された契約保証金は、契約代金に充当することができるものとする。

- 4 契約は、契約事務担当所属で行う。
- 5 契約書を作成する場合、契約書の作成、提出については、規則第76条、第77条によるものとする。
- 6 契約書は、2通作成し、双方各1通を保有する。
- 7 契約金額は、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとする。  
(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)
- 8 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期は、契約条項の定めるところによるものとする。

(売買代金の納入)

第8条 前条の規定により契約した落札者（以下「購入者」という。）は、美し国みえ森林Jークレジットの売買代金を、県が別に定める期日までに、県が発行する納入通知書により納入するものとする。

(Jークレジットの無効化、移転)

- 第9条 県は、前条の規定による納入を確認した後、Jークレジット制度実施要綱に基づく制度管理者が管理するJークレジット登録簿システムにおいて、県の保有口座から購入者が保有又は指定する口座へ販売した美し国みえ森林Jークレジットの移転手続きを行うものとする。
- 2 県は、購入者が第7条の規定による契約締結日までに口座を保有しない場合又は口座を指定しない場合は、県が美し国みえ森林Jークレジットの無効化を行うものとする。
  - 3 県が前項の規定により美し国みえ森林Jークレジットの無効化を行った場合は、県が無効化通知書の写しを購入者に送付するものとする。
  - 4 購入者は、第1項の規定による移転又は第3項の規定による無効化の通知を確認した際は、県に遅滞なく受領書（様式第5号の1）又は無効化処理確認書（様式第5号の2）を提出するものとする。

(販売結果の公表)

第10条 県は、販売結果についてホームページで公表できるものとする。

(証明書の発行)

第11条 県は、購入者から証明書発行申請（様式第6号）の提出があった場合は、美し国みえ森林Jークレジット購入の証として、購入者に対し、証明書を発行するものとする。

(管轄裁判所)

第12条 この要領に定めることに關し、裁判上の紛争が生じた場合は、三重

県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第13条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、知事と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年12月22日から施行する。

## 競争入札参加資格確認申請書

三重県知事 宛て

私は、下記の入札案件に参加したいので、競争入札参加資格の確認を申請します。

なお、この申請書の記載事項については、事実と相違ないこと及び下記誓約事項について誓約します。

令和 年 月 日

※入札参加希望者 業者番号

商号又は名称

職名

氏名

印

(入札書に押印する印を使用してください。)

記

1. 案件名称 美し国みえ森林J-クレジット

### 2. 誓約事項

- (1) 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと。
- (2) 破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (4) 本申請書及び添付書類について、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)において非公開とされている情報以外は、情報公開の対象となることを承諾します。
- (5) 契約事項等に違反した場合は、県から落札資格停止処分を受けても異存ありません。
- (6) 県が関係部署に落札資格要件等の照会を行うことを承諾します。
- (7) 上記(6)の照会の結果、当誓約事項に相違があることが判明した場合には、①その時点で本案の参加資格なしとされること、②落札資格停止処分を受けること、いずれの措置を受けても異存ありません。

### 3. 添付書類

- 役員等に関する事項(様式第2号)
- 美し国みえ森林J-クレジット販売に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状(様式第3号)
- 登記簿謄本又は登記事項証明書(法人の場合。商号、所在地、代表者、(資本金等)の事項が記載されているもの。発行から3か月以内のもの。写し可)

- 身分（身元）証明書（個人の場合。禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明したもの。申請者の本籍地市町村長が発行。発行から3か月以内のもの。写し可）
  - 成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書（個人の場合。法務局発行。発行から3か月以内のもの。写し可）
- ※ なお、4. 特記事項（1）又は（2）の登録者であって、登録済みの情報に変更がない場合は、上記の各添付書類の提出を省略できるものとします。

4. 特記事項（該当する場合は、必要事項を記入してください。）

（1） 三重県入札参加資格者名簿（建設工事関係）登録者

登録番号：

登録内容の変更（ 有 ・ 無 ）

（2） 三重県電子調達システム（物件等）利用登録者

登録番号：

登録内容の変更（ 有 ・ 無 ）

※押印は省略することができます。押印を省略した場合は、下表に「発行責任者及び担当者」の氏名、連絡先を記載してください。

	氏 名	連 絡 先
発行責任者		
担当者		

- ・押印された場合は記載の必要はありません。
- ・「発行責任者及び担当者」は同一人物でも可とします。
- ・氏名については、必ずフルネームで記載してください。
- ・確認のため、記載連絡先に連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

## 様式第2号

## 役員等に関する事項

### 參加申請者

法人名、団体名又は（個人の場合）氏名

### (記入要領)

元号 大正…T、昭和…S、平成…H、令和…R

性別 男…M、女…F、その他…空欄

注1 本書類は、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第4条の規定に基づき、三重県警察本部に対して確認を行うために使用します。

- ・本書類に記載いただいた個人情報は、この確認のために使用する以外に使用しません。
  - ・本書類に記載いただいた個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正に取り扱います。

注2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

- ・ 法人には、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者
  - ・ 法人格を有しない団体には、代表者及び経営に実質的に関与している者
  - ・ 個人には、その者及びその者の支配人

注3 美し国みえ森林J-クレジット販売に関し、支店又は営業所等に権限が委任されていることにより、その委任状（第3号様式）を提出する場合は、受任者についても記載してください。

注4 行が不足する場合は、行を追加してください。2ページ以上に渡っても差し支えありません。

様式第3号

委任状

案件名	
-----	--

三重県知事 あて

令和 年 月 日

委任者

住所（所在地）

商号又は名称

代表者 役職

氏名

（自署又は記名押印）

美し国みえ森林Jークレジット販売において、下記の者を受任者（代理人）として定め、下記の権限を委任します。

記

受任者

住所（所在地）

商号又は名称

支店又は営業所等の名称

受任者 役職

氏名

委任事項（※委任する事項を選択してください。）

- 販売に関する一切の件
- 資格申請に関する一切の件
- 契約の締結及び契約に定める関係書類に関する一切の件
- 契約の履行に関する件

## 入札書

物 件 名	美し国みえ森林J-クレジット	
購入単価 (円／t-CO2)	¥	円 ※消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること(契約時には、別途消費税及び地方消費税が加算されます)
購入希望数量 (t-CO2)	t-CO2 ※1t-CO2 単位で記載すること	
購入希望数量 の調整	いずれかに、○を付けてください。 購入希望数量どおりに購入できない場合、購入希望数量を減じての購入を ア 希望します。(最低購入希望数量 t-CO2 以上) イ 希望しません。	
上記のとおり三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号)及び提示条件によって購入したいので 入札します。		
年 月 日		
三重県知事 宛て		
入札者 住所(所在地) 商号又は名称(支店名等) 代表者職・氏名		印

※1 消えにくいもので記入し、数字はアラビア数字を用いてください。

※2 訂正したときは、必ず訂正印を押してください。

※3 金額の訂正はしないでください。

※4 押印は省略することができます。押印を省略した場合は、下表に「発行責任者及び担当者」の氏名、連絡先を記載してください。

	氏 名	連絡先
発行責任者		
担当者		

- ・押印された場合は記載の必要はありません。
- ・「発行責任者及び担当者」は同一人物でも可とします。
- ・氏名については、必ずフルネームで記載してください。
- ・確認のため、記載連絡先に連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

(様式第5号の1)

## 美し国みえ森林Jークレジット受領書

三重県と〇〇が 年 月 日に締結したJークレジット売買契約に基づき、Jークレジット登録簿上で以下のとおり移転を確認し、Jークレジットを受領しました。

品名	数量 (t-CO2)
Jークレジット	

年 月 日

三重県知事

あて

(事業者名)

(代表者職・氏名)

印

(様式第5号の2)

## 美し国みえ森林J-クレジット無効化処理確認書

三重県と〇〇が 年 月 日に締結したJ-クレジット売買契約に基づき、三重県から以下の数量について無効化通知書の写しを受領し、内容を確認しました。

品名	数量 (t-CO2)
J-クレジット	

年 月 日

三重県知事 あて

(法人・その他団体名)

(代表者職・氏名)

印

(様式第6号)

年 月 日

三重県知事

あて

(事業者名)

(代表者職・氏名)

(所在地)

(電話番号)

美し国みえ森林J-クレジットに係る証明書発行申請

「美し国みえ森林J-クレジット入札販売実施要領」第11条の規定により、証明書の発行を申請します。

参考様式

J－クレジット売買契約書

1 売買品名 美し国みえ森林J－クレジット(三重県が保有するJ－クレジット)

2 売買代金 金 円  
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金 円

3 売買数量 ○○t-CO2

4 引渡期限 令和 年 月 日

5 契約保証金 免除

売渡者「三重県」(以下「甲」という。)と、買受者「 」(以下「乙」という。)との間において、上記物品の売払いについて契約を締結し、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号)及び次の条項によって互いに契約を履行する。

この契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 住所 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 一見勝之 印

(乙) 住所 (所在地)

氏名 印

(名称及び代表者名)

(定義)

第1条 本契約における用語については、「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度(J-クレジット制度)実施要綱」(平成25年4月17日付け経済産業省、環境省、農林水産省策定)の定めるところによる。

(適用)

第2条 本契約条項は、三重県が保有するJ-クレジットにおいて、「美し国みえ森林J-クレジット入札販売実施要領」第7条第1項に基づく売買契約に適用する。

(代金の納入)

第3条 乙は、甲の発行する納入通知書により、指定期限内に売買代金を納付するものとする。

2 前項の場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該契約保証金を売払代金に充当することができる。

(保有する権利の移転)

第4条 J-クレジットを保有する権利は、乙が売買代金を納付し、甲が売買代金の全額の入金を確認した後、J-クレジット登録簿において、甲のJ-クレジット保有口座から乙のJ-クレジット保有口座へ移転することをもって、甲から乙に移転する。なお、乙がJ-クレジット保有口座を持たない場合にあっては、甲のJ-クレジット保有口座から無効化口座へ移転することを持って、保有する権利の移転に代えることとする。

- ・乙のJ-クレジット保有口座情報：あり／なし
- ・乙のJ-クレジット保有口座保有者：○○
- ・乙のJ-クレジット保有口座番号：JP-100-20000-00001-XXXXX-00

(J-クレジットの引取)

第5条 乙は、本契約に基づくJ-クレジットの移転または無効化を確認したときは、甲にその旨を通知しなければならない。

(遅滞金)

第6条 乙の責めに帰すべき事由により、頭書の引渡期限内に本契約に基づくJ-クレジットの引取を完了しないときは、甲は、乙からの書面による請求により、遅滞金を徴収することを条件に引渡期限の延長を承認することができる。

2 前項に規定する遅滞金は、延滞日数1日に付き頭書の売払代金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じた額とする。

3 前項に規定する遅滞金及び第11条による違約金の納付は、甲が発行する納入通知書により指定された期日までに納付しなければならない。

(履行期限の延長等)

第7条 天災地変その他乙の責めに帰することができない事由により、期限内に契約上の義務を履行できないときは、甲は、乙の請求により相当期日の延長又は契約を解除することができる。

(履行期限の延長等の方法)

第8条 乙は、第6条第1項又は前条の規定による請求をするときは、その理由を明記した書類を以てしなければならない。

(不当介入に対する措置)

第9条 乙は、契約の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
  - (2) 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。
  - (3) 甲に報告すること。
  - (4) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより引取に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、甲と協議を行うこと。
- 2 乙が、前項第2号又は第3号の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしに契約を解除することができるものとし、このことにより乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 指定期限までに売買代金を納付しないとき。
  - (2) 引渡期限（引渡期限が延長された場合は延長後の期限）内にJ-クレジットの引取を完了しないとき。
  - (3) 本契約に関する義務を履行する意思がないと明らかに認められるとき。
  - (4) 本契約に関し、不正又は不誠実な行為をしたと甲が認めたとき。
  - (5) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。
  - (6) この契約に関し暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、その旨を書面により乙に通知するものとする。

(違約金)

第11条 甲が、前条の規定により契約を解除したときは、乙は、違約金として売払代金の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に納付しなければならない。なお、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(返還金等)

第12条 甲は、第10条により契約を解除したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

(損害賠償)

第13条 第10条の場合において、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対して契約保証金又は第11条の違約金を超える部分については、その賠償を求めることができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(債権債務の相殺)

第14条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、返還する売買代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

(紛争の解決)

第15条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合には、甲乙協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(管轄裁判所)

第16条 この契約に関する訴訟又は調停については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(売買数量と契約相手方の公表)

第17条 この契約において履行された売買数量（及び乙の氏名）は県ホームページにおいて公表できるものとする。

2 前項の規定は、本契約が終了した後においても効力を有する。

(補則)

第18条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。